

「神奈川区多文化共生ラウンジ開設準備・管理運営委託」  
受託候補者を特定する場合の手続等に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「神奈川区多文化共生ラウンジ開設準備・管理運営委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、神奈川区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第8条第1項第4号、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル運用基準に定めがあるもののほか、「神奈川区多文化共生ラウンジ開設準備・管理運営委託」受託候補者を特定する場合の手続等に係る実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、神奈川区多文化共生ラウンジ開設準備・管理運営委託募集要項、神奈川区多文化共生ラウンジ開設準備・管理運営委託仕様書及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 法人の概要・事業実績
- (2) 当該業務の実施方針等
- (3) 当該業務の実施体制等
- (4) 当該業務の管理運営体制
- (5) 当該業務の資金計画
- (6) 当該業務に関する具体的な提案
- (7) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人の概要・事業実績等
- (2) 当該業務に対する理念及び実施方針の妥当性・実現性等

- (3) 業務実施体制の妥当性・実現性等
  - (4) 業務管理運営体制の妥当性・実現性等
  - (5) 資金計画の妥当性・実現性等
  - (6) 提案内容の妥当性・実現性等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
  - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
  - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (2) ヒアリング
  - (3) 提案書の評価
  - (4) 評価の集計、順位の設定及び報告
- 2 評価委員会に委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。  
委員長 神奈川区総務課長  
副委員長 神奈川区区政推進課長  
委員 神奈川区税務課担当課長、神奈川区福祉保健課長  
神奈川区こども家庭支援課長、国際局政策総務課多文化共生担当課長
  - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
  - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。なお、プロポーザルの採点を行う評価委員会を欠席した評価委員があった場合、その委員は評価を行わないこととし、採点及び基準点については出席した委員の人数にのみにおいて計算するものとする。
  - 5 委員長は、評価結果を神奈川区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、選定委員会という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(特定の効力)

第7条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により受託候補者として特定した法人（以下、特定者という。）の特定の効力は、本委託事業の契約締結日から令和10年3月31日までです。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が次の各号のいずれかに該当し、事業の受託者として適当でないと認めるときは、選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。

- (1) ラウンジの管理運営にあたり、本市との連携及び協力の姿勢がみられないとき
- (2) 委託契約において重大な違反があり、それにより契約を継続することが困難なとき
- (3) その他運営事業者として適当でないと本市が認めるとき

3 前項のほか、受託者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は運営期間における毎年度の委託契約時点において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続への参加資格並びに運営法人特定の効力を取り消す。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年7月1日から施行する。